

ご投資者の皆様へ

2022年7月11日
ピクテ・ジャパン株式会社

**「ピクテ・グローバル・インカム株式ファンド(毎月分配型)」の
第208期(2022年7月)分配金に関するお知らせ**

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「ピクテ・グローバル・インカム株式ファンド(毎月分配型)」(以下、「当ファンド」といいます)は、7月11日に第208期(計算期間:2022年6月11日～2022年7月11日)決算を迎え、分配金(1万口当たり、税引前)をこれまでの30円から20円に変更させていただきました。なお、同日の基準価額は2,795円でした。

今回の分配金に関しては、現在の基準価額の水準、分配対象額、利子・配当等収益、投資環境等を総合的に勘案し決定いたしました。次ページ以降では、分配金を引き下げた背景や足元の投資環境などについてご説明しておりますので、ご一読いただければ幸いです。

今後とも一層のご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

第208期決算における基準価額と分配金

決算期	基準価額	分配金	設定来分配金累計
第208期 (2022年7月11日)	2,795円	20円	12,920円

※基準価額は1万口当たり、実質的な信託報酬等控除後。また、換金時の費用、税金等は考慮していません。
 ※分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。分配金は1万口当たり、税引前です。
 ※データ・分析等は過去の実績や将来の予測に基づくものであり、運用成果や市場環境等を示唆・保証するものではありません。



特集ページ

今知りたい、資産株としてのグロイン

https://www.pictet.co.jp/featured/income_equity.html



Q1 当ファンドの運用実績を教えてください。

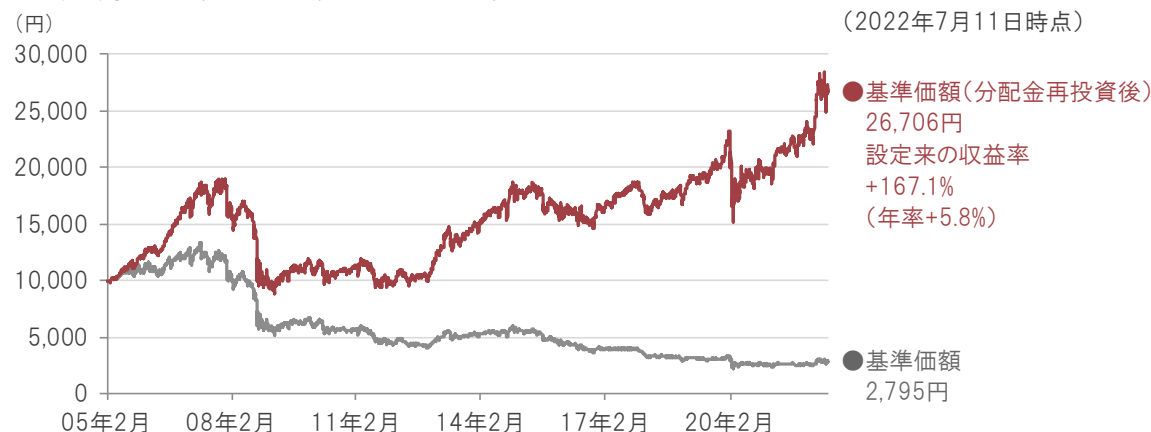
当ファンドは、世界の高配当利回りの公益株への投資を通じて、設定来で+167.1%(分配金再投資後・税引前)の投資成果となっています。

当ファンドは、世界の高配当利回りの公益株に実質的に投資することで、安定的かつより優れた分配金原資の獲得と信託財産の成長を図ることを目的に運用を行っています。

設定日(2005年2月28日)から2022年7月11日現在までの分配金再投資後の基準価額は26,706円、設定来の収益率は税引前で+167.1%(年率+5.8%)となっています。

設定来の基準価額の推移

日次、期間:2005年2月28日(設定日)~2022年7月11日



※基準価額は1万口当たり、実質的な信託報酬等控除後。基準価額(分配金再投資後)は、購入時手数料等を考慮せず、税引前分配金を再投資した場合の評価額を表します。換金時の費用・税金等は考慮していません。したがって設定来の収益率もそれらを考慮したものではありません。

※データ・分析等は過去の実績や将来の予測に基づくものであり、運用成果や市場環境等を示唆・保証するものではありません。

Q2 なぜ、分配金を引き下げたのですか？

足元の投資環境や基準価額の状態等を総合的に勘案し分配金を引き下げました。当該引き下げ分は運用資産としてファンドに留保することで、信託財産の中長期的な成長と安定した収益分配のバランスのとれた運用を目指すという当ファンドの運用の基本方針を踏まえた対応を行うためです。

基準価額と基準価額(分配金再投資後)の差が拡大

当ファンドの過去5年の基準価額(分配金再投資後)は+52.6%(年率+8.8%)の収益率となっています。一方で、基準価額は分配金をお支払いした分だけ下落するため、同期間で28.6%の下落(年率-6.5%)となっています。その結果、基準価額(分配金再投資後)と基準価額の差が大きくなっています。分配金を引き下げた額を留保して運用資産とすれば、投資対象市場が好調である場合には信託財産の成長をより高めることができます。

過去5年間の基準価額の推移

日次、期間：2017年7月10日～2022年7月11日



※基準価額は1万口当たり、実質的な信託報酬等控除後。基準価額(分配金再投資後)は、購入時手数料等を考慮せず、税引前分配金を再投資した場合の評価額を表します。換金時の費用・税金等は考慮していません。※基準価額(分配金再投資後)はグラフの起点(2017年7月10日)の値が基準価額と同一となるように指数化しています。

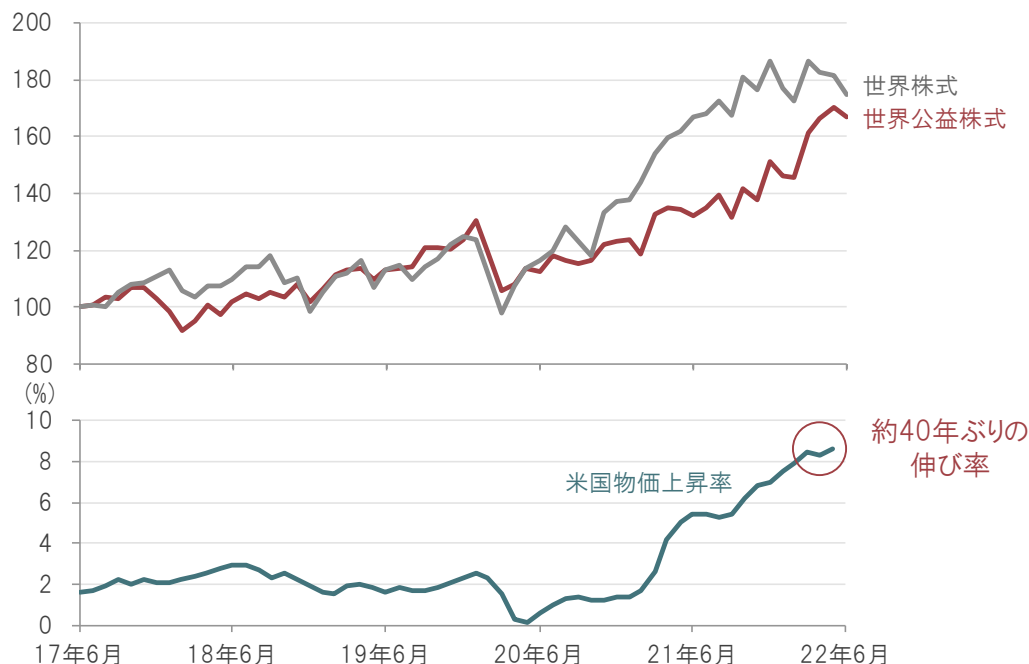
信託財産の中長期的な成長と安定した収益分配を目指す

足元の投資環境においては、米国の物価上昇率(前年同月比)が直近で約40年ぶりの伸び率になるなど、世界の主要国で物価上昇が起こっています(2022年5月時点の米国物価上昇率(前年同月比)は8.6%)。

このような物価上昇の中、当ファンドの実質的な投資対象である世界公益株式のパフォーマンスは2021年の11月頃より相対的に堅調な推移をしています。

過去5年間の世界公益株式、世界株式と米国物価上昇率(前年同月比)の推移

月次、期間：2017年6月末～2022年6月末、米国物価上昇率は2022年5月末まで、円ベース、株式の推移は2017年6月末=100として指数化



※世界公益株式：MSCI世界公益株価指数(円換算)、世界株式：MSCI世界株価指数(円換算)。※株価指数は配当込、税引後。
※米国物価上昇率：米国消費者物価指数(CPI)全項目、前年同月比。
出所：リフィニティブ・データストリーム、ブルームバーグを基にピクテ・ジャパン作成
※指数は特定のファンドの運用実績ではありません。したがって実際のファンドでかかる信託報酬等は考慮されていません。また、データ・分析等は過去の実績や将来の予測に基づくものであり、運用成果や市場環境等を示唆・保証するものではありません。

また、過去の実績では、金や原油といった商品価格が上昇する過程では、世界公益株式は世界株式を上回って推移する傾向がありました。（足元の商品価格は上昇傾向にありますが、詳細については、P8の「商品価格や物価の上昇時に世界公益株式は相対的に優位」をご参照ください）。

以上のことから、分配金のお支払い後に現金で保有するよりも、分配金を引き下げて当ファンドでより多くの運用資産を維持できるようにすれば、お客様の運用資産の投資成果を高めることが可能になると考えます。

その結果、中長期的な信託財産の成長と安定した収益分配のバランスのとれた運用を目指すという当ファンドの運用の基本方針も踏まえつつ、足元の投資環境、基準価額の状況等を総合的に勘案し、分配金をこれまでの30円から20円に引き下げることに致します。

>>> P7以降のQ8「公益株の足元の投資環境を教えてください。」も、併せてご覧ください。

Q3 分配金は投資成果に関係がありますか？

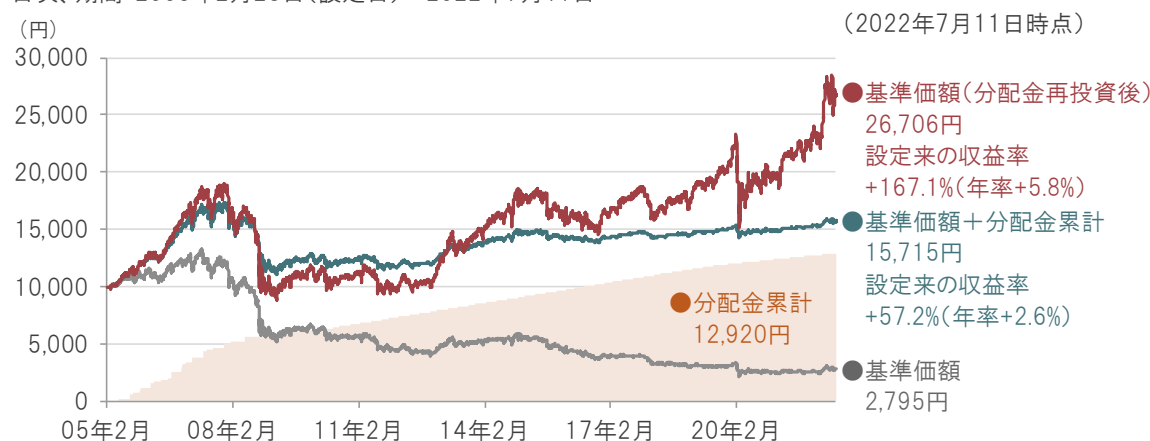
分配金の多い少ないで投資成果をはかることはできません。投資成果を判断するには、基準価額に受取った分配金を加え、総合的な収益をみる必要があります。

ファンドで得られた運用収益を分配金として支払うかファンドに維持して運用に振り向けるかは、各ファンドの分配方針によって異なります。投資成果を判断するには、基準価額に受取った分配金を加えて総合的な収益を計算する必要があります。

2022年7月11日現在で、当ファンドは累計12,920円の分配金をお支払いしています。これに、基準価額の2,795円を加えると15,715円となり、受取った分配金を含めた設定来の総合的な収益は+57.2%（税引前）となります。

なお、分配金を再投資したとして計算した基準価額（分配金再投資後）は、その期間の投資収益がプラスである場合には基準価額に分配金を単純に加算しただけの額を上回り、逆に投資収益がマイナスの場合では下回るようになります。

設定来の基準価額、分配金累計、基準価額＋分配金累計、基準価額（分配金再投資後）の推移 日次、期間：2005年2月28日（設定日）～2022年7月11日



※基準価額は1万口当たり、実質的な信託報酬等控除後。基準価額（分配金再投資後）は、購入時手数料等を考慮せず、税引前分配金を再投資した場合の評価額を表します。換金時の費用・税金等は考慮していません。したがって設定来の収益率もそれらを考慮したものではありません。※分配金は1万口当たり、税引前。 ※分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。分配金累計は2022年7月11日時点。

※データ・分析等は過去の実績や将来の予測に基づくものであり、運用成果や市場環境等を示唆・保証するものではありません。

Q4 分配金はいつ、だれが決定するのですか？

分配金は、決算日当日に委託会社であるピクテ・ジャパンが収益分配方針に基づき決定します。

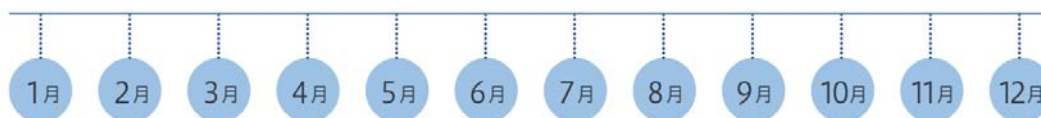
分配金額は、決算日当日に当ファンドの組入資産等の評価額が確定した後、委託会社であるピクテ・ジャパンが以下の収益分配方針に基づき決定します。

当ファンドの収益分配方針

毎月10日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 収益分配金額は、基準価額の水準等を勘案して委託会社が決定します。
 - 毎年3月、6月、9月および12月の決算時には、原則として決算時の基準価額が1万円を超えている場合は、毎月の分配金に1万円を超える部分の額および分配対象額の範囲内で委託会社が決定する額を付加して分配する場合があります(1万円を超える部分の額が少額の場合には、分配金を付加しないこともあります)。
- 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

分配金(決算日・毎月10日(休業日の場合は翌営業日))



※上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

Q5 分配対象額(分配原資)はどのような状況ですか？

第208期(2022年7月)決算における分配対象額(分配原資)は、1,232円(1万口当たり)です。

分配対象額(分配原資)は、交付運用報告書でもご確認いただけます。交付運用報告書は年2回作成し(作成基準:毎年2月と8月の決算日)、開示しています。

Q6 今後、分配金20円は継続しますか？

今後、基準価額の水準や市況動向等によっては変更の可能性もあります。

当ファンドの分配金は、中長期的な信託財産の成長と収益分配のバランスのとれた運用を目指すため、基準価額の動きや市況動向等を総合的に勘案し、検討いたします。

そのため、今後も、基準価額の水準等によって見直しが必要であると判断される場合には、分配金を変更する場合があります。

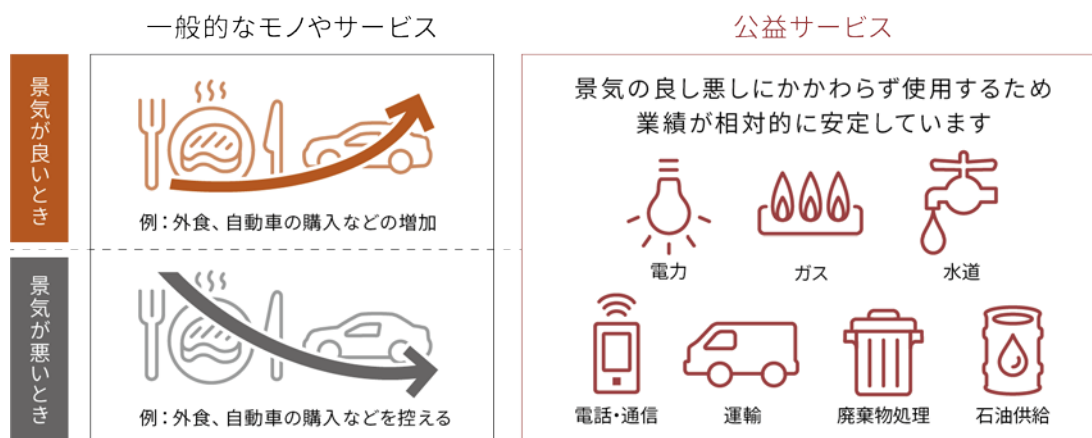
Q7 当ファンドのポイントを教えてください。

主なポイントは、以下の3点です。

- ①相対的に事業の安定性が高い公益企業の株式への投資
- ②公益サービスに対する需要拡大への期待
- ③相対的に高い配当利回り

①相対的に事業の安定性が高い公益企業の株式への投資

当ファンドの投資対象は、電力やガスなどの日々の生活に不可欠な公益サービスを提供する企業の株式です。電力やガスなどを手掛ける公益企業の業績は、景気の影響を受けやすい自動車や外食などの一般的なモノやサービスなどを手掛ける企業に比べて、相対的に安定する傾向があります。



※上記はあくまでも主な投資対象の概要であり、実際に投資する銘柄の選択は投資プロセスに沿って行われます。また、イメージ図であり、実際の状況とは異なる場合があります。

②公益サービスに対する需要拡大への期待

このような安定性が魅力の一つである公益企業ですが、一方では中長期的な成長機会にも恵まれています。長期的には世界的な人口増加や経済成長が続くことが予想されており、それに伴う電力などの利用量の増加が、公益サービスを手掛ける企業の業績に追い風となると考えられるからです。

③相対的に高い配当利回り

当ファンドは、業績の安定性と将来の成長機会が魅力の公益株の中でも、相対的に配当利回りの高い銘柄に着目して投資を行います。配当収益を積み上げることにより、中長期的な投資収益の底上げと、市場要因による短期的なマイナスの影響をカバーする効果が期待できます。

(組入銘柄の予想平均配当利回り: 3.0%(2022年5月末現在))

※予想平均配当利回りは、当ファンドの主要投資対象であるPGSF-グローバル・ユーティリティーズ・エクイティ・ファンドの状況です。

Q8 公益株の足元の投資環境を教えてください。

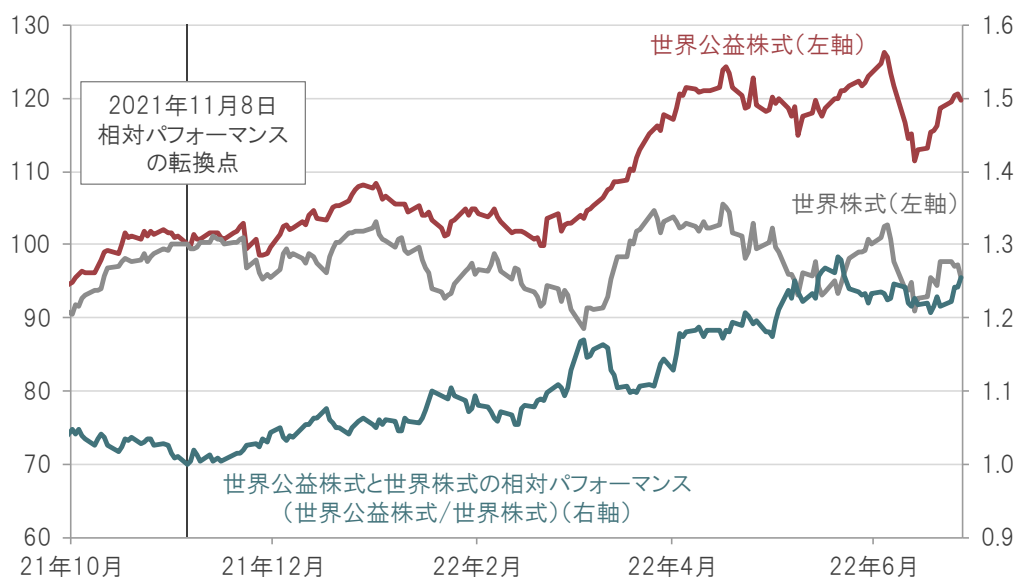
世界的に物価が上昇し、金融引き締めと景気減速懸念が高まる中、世界公益株式は、1)実物資産を多く所有する公益企業の企業価値が高まる傾向にあること、2)業績がインフレや景気変動の影響を受けにくい特性であることなどが株価を下支えするとみています。

世界経済の成長鈍化やインフレに加えて、ロシアのウクライナ侵攻による地政学リスクの高まり、日銀など一部を除く主要中央銀行による積極的な金融引き締めに対する警戒感も高まっており、金融市場は不安定な動きとなっています。

このような投資環境において、世界公益株式は底堅く推移し、2021年11月頃から世界株式のパフォーマンスを上回って推移しています。この背景には、物価が高騰する中で、1)実物資産を多く所有する公益企業の企業価値が高まっていること、2)業績がインフレや景気変動の影響を受けにくい特性が目立ったことなどがあげられます。今後も、こうした特性が株価を下支えするとみています。

世界公益株式、世界株式のパフォーマンス

日次、期間：2021年10月4日～2022年6月30日、円ベース、各株式のパフォーマンスは2021年11月8日＝100、相対パフォーマンスは2021年11月8日＝1として指数化



※世界公益株式と世界株式の相対パフォーマンスとは、世界公益株式が世界の株式の平均的な動きに対してパフォーマンスが良かったのか、悪かったのかを示すものです。以下同じ。※世界公益株式：MSCI世界公益株価指数(円換算)、世界株式：MSCI世界株価指数(円換算)。※株価指数は配当込、税引後。

出所：リフィニティブ・データストリームを基にピクテ・ジャパン作成

※指数は特定のファンドの運用実績ではありません。したがって実際のファンドでかかる信託報酬等は考慮されていません。また、データ・分析等は過去の実績や将来の予測に基づくものであり、運用成果や市場環境等を示唆・保証するものではありません。

商品価格や物価の上昇時に世界公益株式は相対的に優位

過去の実績では、世界公益株式が世界株式を上回って推移する1年前より先行して商品価格が上昇する傾向がありました。直近では、2020年4月を底に商品価格は高騰し、物価上昇圧力となっています。商品価格が上昇していた時期には、世界公益株式はより優れたパフォーマンス(アウトパフォーマンス)となる傾向がある一方で、商品価格が下落していた時期には、パフォーマンスが劣る(アンダーパフォーマンス)といった傾向がみられました。

商品価格(1年先行)、世界公益株式と世界株式の相対パフォーマンス

月次、期間:1997年12月末~2022年6月末、米ドルベース、
商品価格は1997年12月末=100、相対パフォーマンスは1997年12月末=1として指数化



※世界株式:MSCI世界株価指数、世界公益株式:MSCI世界公益株価指数。※株価指数は配当込、税引後。※商品価格:S&P GSCI商品指数トータルリターン。※商品価格(1年先行)の期間は1996年12月末(1年先行1997年12月末)~2022年6月末(同2023年6月末)。

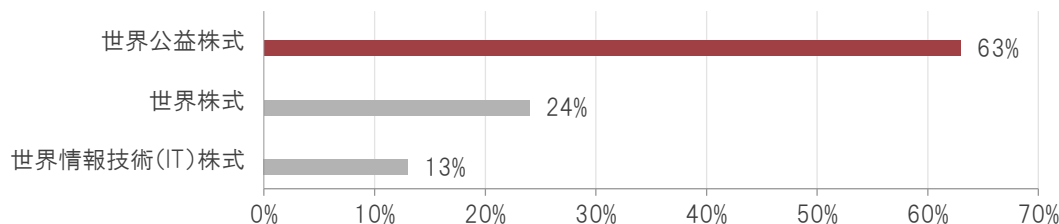
出所:リフィニティブ・データストリームを基にピクテ・ジャパン作成

※指数は特定のファンドの運用実績ではありません。したがって実際のファンドでかかる信託報酬等は考慮されていません。また、データ・分析等は過去の実績や将来の予測に基づくものであり、運用成果や市場環境等を示唆・保証するものではありません。

実物資産を多く所有する公益企業

商品価格は物価に大きく影響を与えますが、物価上昇時の業績や株価が相対的に堅調だった業種について、20年余の実績でみると、土地、建物、工場などの実物資産、つまり有形固定資産を多く保有する業種があげられます。物価上昇時には実物資産の価値が高まり、総資産における有形固定資産の割合が多い企業の価値や株価評価が上昇すると考えられます。公益企業は発電所や送電網などの有形固定資産を多く保有しており、総資産に占める比率が相対的に高くなっています。

総資産額に占める有形固定資産比率



※世界株式および各業種別有形固定資産比率:MSCI世界株価指数およびMSCI各業種別株価指数の構成銘柄の2022年5月23日時点で取得可能な直近決算期の有形固定資産比率を各業種内の構成比で加重平均し算出。※有形固定資産比率:有形固定資産(純額)/資産総額。

出所:ブルームバーグを基にピクテ・ジャパン作成

※データ・分析等は過去の実績や将来の予測に基づくものであり、運用成果や市場環境等を示唆・保証するものではありません。

物価上昇に強い公共料金設定の仕組み

公益企業の収益の基となる公共料金の設定の仕組みは国や地域によって異なりますが、規制下にある米国電力料金の決定の例を簡略化してみると、電力料金はその企業の持つ設備（有形固定資産）の金額に長期金利の水準や利益率等を勘案し算定、認可される一定のレートを掛け、それに燃料費等のコストを加えて決定されます。したがって、これらの要素は物価上昇時には公益企業の増収増益要因となりやすい仕組みとなっています。

米国電力料金決定の例（簡略化イメージ）



物価上昇時の傾向



※上記はイメージであり、図および説明は規制下の米国電力料金決定の仕組みの例を簡略化したものであり、必ずしもすべてを網羅するものではありません。

Q9 公益株の中長期見通しを教えてください。

中長期的には世界的に電力などの需要拡大が予想されており、公益セクターの事業環境は良好との見方には変わりありません。また、業績の安定性やクリーンエネルギー・シフトへの動きは公益株にとってプラスになるものとみています。

世界的に物価が上昇し、主力の発電源の一つである天然ガスの価格や電力の市場価格も上昇しています。また、ウクライナ危機は天然ガス価格のさらなる上昇要因となっています。その一方で、風力や太陽光、水力などのクリーンエネルギーによる発電コストは変わらないため、クリーンエネルギー発電中心の事業者にとって、天然ガス価格の上昇に伴う電力料金上昇は利益増加要因となります。ウクライナ危機を受けて将来的にロシアの天然ガスに依存したくないという欧州諸国の意向は、クリーンエネルギーの拡大をさらに加速させることにつながるでしょう。

世界的なインフレの高進に伴い、金利も上昇傾向にある中、金利の急上昇には注意が必要です。ただし、金利上昇時は物価上昇を伴う景気回復局面であることが多く、株式市場全体が金利上昇後も堅調に推移しました。加えて、物価が上昇する中、タイムラグにおいて電力料金が上昇し、公益企業の収益が増加する傾向がみられたことから、政策金利引き上げ局面でも公益企業の株価は上昇しました。

中長期的には世界的に電力などの需要拡大が予想されており、公益セクターの事業環境は良好との見方には変わりありません。公益セクターは引き続き業績の実績や見通しが相対的に安定しています。また、主要国・地域の脱炭素化に向けた政策強化の動きは、クリーンエネルギーへのシフト（グリーンシフト）を目指す公益企業の株式にプラスになるものと期待されます。長期金利の急上昇などによる株価の調整は中長期的な投資機会を提供する可能性があると考えます。

投資リスク

[基準価額の変動要因]

- ファンドは、実質的に株式等に投資しますので、ファンドの基準価額は、実質的に組入れている株式の価格変動等(外国証券には為替変動リスクもあります。)により変動し、下落する場合があります。
- したがって、投資者の皆様が投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。

株式投資リスク (価格変動リスク、 信用リスク)	<ul style="list-style-type: none"> ●ファンドは、実質的に株式に投資しますので、ファンドの基準価額は、実質的に組入れている株式の価格変動の影響を受けます。 ●株式の価格は、政治経済情勢、発行企業の業績・信用状況、市場の需給等を反映して変動し、短期的または長期的に大きく下落することがあります。
為替変動リスク	<ul style="list-style-type: none"> ●ファンドは、実質的に外貨建資産に投資するため、対円との為替変動リスクがあります。 ●円高局面は基準価額の下落要因、円安局面は基準価額の上昇要因となります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

[その他の留意点]

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。

ファンドの特色

＜詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)でご確認ください＞

- 主に世界の高配当利回りの公益株に投資します
- 特定の銘柄や国に集中せず、分散投資します
- 毎月決算を行い、収益分配方針に基づき分配を行います

- 毎月10日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配を行います。
 - －分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
 - －収益分配金額は、基準価額の水準等を勘案して委託会社が決定します。
 - 毎年3月、6月、9月および12月の決算時には、原則として決算時の基準価額が1万円を超えている場合は、毎月の分配金に1万円を超える部分の額および分配対象額の範囲内で委託会社が決定する額を付加して分配する場合があります(1万円を超える部分の額が少額の場合には、分配金を付加しないこともあります)。
 - －留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

※投資にあたっては、以下の投資信託証券への投資を通じて行います。

- ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド・グローバル・ユーティリティーズ・エクイティ・ファンド(当資料において「グローバル・ユーティリティーズ・エクイティ・ファンド」という場合があります)
- ピクテ・ショートターム・マネー・マーケット EUR(当資料において「ショートターム MMF EUR」という場合があります)

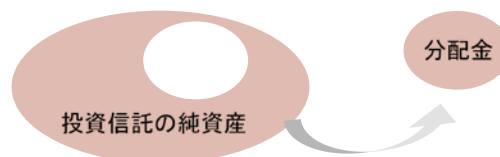
※実質組入外貨建資産は、原則として為替ヘッジを行いません。

※資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

[収益分配金に関する留意事項]

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

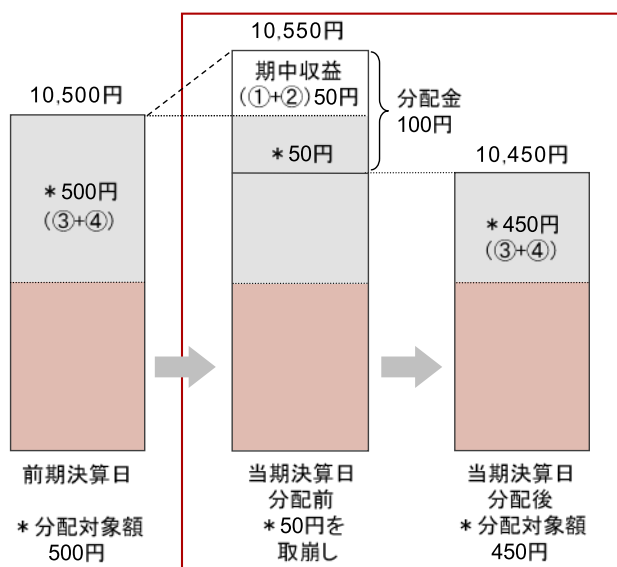
投資信託で分配金が支払われるイメージ



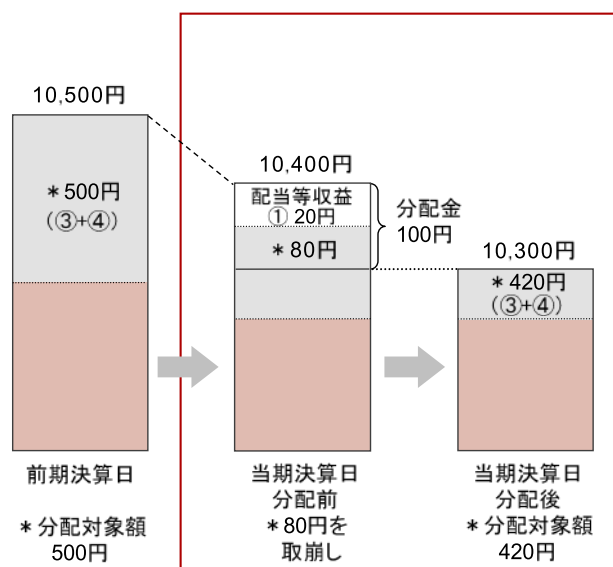
分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



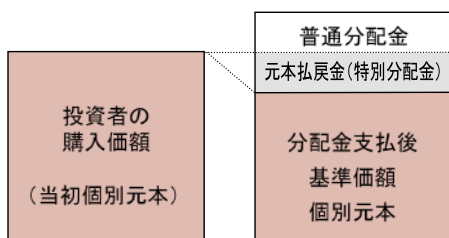
前期決算日から基準価額が下落した場合



(注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

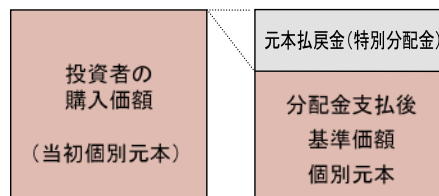
投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金: 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の(特別分配金) 額だけ減少します。

(注)普通分配金に対する課税については、「手続・手数料等」の「税金」をご参照ください。



手続・手数料等

[お申込みメモ]

購入単位	販売会社が定める1円または1口(当初元本1口=1円)の整数倍の単位とします。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。(ファンドの基準価額は1万口当たりで表示しています。)
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して7営業日目からお支払いします。
購入・換金の申込不可日	ルクセンブルグの銀行、ロンドンの銀行またはニューヨーク証券取引所の休業日においては、購入・換金のお申込みはできません。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。
信託期間	2005年2月28日(当初設定日)から無期限とします。
繰上償還	受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合等には信託が終了(繰上償還)となる場合があります。
決算日	毎月10日(休業日の場合は翌営業日)とします。
収益分配	年12回の決算時に、収益分配方針に基づき分配を行います。 ※ファンドには収益分配金を受取る「一般コース」と収益分配金が税引後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。

[ファンドの費用]

投資者が直接的に負担する費用		
購入時手数料	3.85%(税抜3.5%)の手数料率を上限として、販売会社が独自に定める率を購入価額に乗じて得た額とします。 (詳しくは、販売会社にてご確認ください。)	
信託財産留保額	ありません。	
投資者が信託財産で間接的に負担する費用		
運用管理費用 (信託報酬)	毎日、信託財産の純資産総額に年1.21%(税抜1.1%)の率を乗じて得た額とします。 運用管理費用(信託報酬)は毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。 【運用管理費用(信託報酬)の配分(税抜)】	
	委託会社	販売会社 受託会社
	年率0.35%	年率0.7% 年率0.05%
投資対象とする 投資信託証券	グローバル・ユーティリティーズ・エクイティ・ファンド 純資産総額の年率0.6%	
	ショートターム MMF EUR	クラスI 投資証券 純資産総額の年率0.3%(上限) クラスP 投資証券、クラスPdy 投資証券 純資産総額の年率0.45%(上限)
(上記の報酬率等は、今後変更となる場合があります。)		
実質的な負担	最大年率1.81%(税抜1.7%)程度 (この値はあくまでも目安であり、ファンドの実際の投資信託証券の組入状況により変動します。)	
その他の費用・手数料	毎日計上される監査費用を含む信託事務に要する諸費用(信託財産の純資産総額の年率0.055%(税抜0.05%)相当を上限とした額)ならびに組入価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等および外国における資産の保管等に要する費用等(これらの費用等は運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。)は、そのつど信託財産から支払われます。投資先ファンドにおいて、信託財産に課される税金、弁護士への報酬、監査費用、有価証券等の売買に係る手数料等の費用が当該投資先ファンドの信託財産から支払われます。	

※当該費用の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

[税金]

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税	配当所得として課税
	および地方税	普通分配金に対して 20.315%
換金(解約)時 および償還時	所得税	譲渡所得として課税
	および地方税	換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して 20.315%

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」について

NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当の方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※上記は、当資料発行日現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

委託会社、その他の関係法人の概要

委託会社	ピクテ・ジャパン株式会社(ファンドの運用の指図を行う者) 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第380号 加入協会:一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、日本証券業協会	【ホームページ・携帯サイト(基準価額)】 https://www.pictet.co.jp
受託会社	三井住友信託銀行株式会社(ファンドの財産の保管および管理を行う者) 〈再信託受託会社:株式会社日本カストディ銀行〉	
販売会社	下記の販売会社一覧をご覧ください。(募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求受付ならびに収益分配金、償還金および一部解約代金の支払いを行う者)	

販売会社一覧

投資信託説明書(交付目論見書)等のご請求・お申込先

商号等	金融商品取引業者	加入協会	加入協会			
			日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会
アイザワ証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第3283号	○	○			
安藤証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第1号	○				
池田泉州TT証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第370号	○				
いちよし証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第24号	○	○			
岩井コスモ証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第15号	○		○		
auカブコム証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第61号	○	○	○		
SMBC日興証券株式会社(ダイレクトコース専用)	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2251号	○	○	○	○	
株式会社SBI証券(注1)	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第44号	○		○	○	
OKB証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第191号	○				
岡三証券株式会社(注2)	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第53号	○	○	○	○	
岡三にいがた証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第169号	○				
おきぎん証券株式会社	金融商品取引業者 沖縄総合事務局長(金商)第1号	○				
九州FG証券株式会社	金融商品取引業者 九州財務局長(金商)第18号	○				
極東証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第65号	○			○	
きらぼしライフデザイン証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第3198号	○				
ぐんぎん証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2938号	○				
四国アライアンス証券株式会社	金融商品取引業者 四国財務局長(金商)第21号	○				
静銀ティーエム証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第10号	○				
七十七証券株式会社	金融商品取引業者 東北財務局長(金商)第37号	○				
十六TT証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第188号	○				
株式会社証券ジャパン	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第170号	○				
第四北越証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第128号	○				
大和証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第108号	○	○	○	○	
中銀証券株式会社	金融商品取引業者 中国財務局長(金商)第6号	○				
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第140号	○		○	○	
とうほう証券株式会社	金融商品取引業者 東北財務局長(金商)第36号	○				
東洋証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第121号	○			○	
とちぎんTT証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第32号	○				
西日本シティTT証券株式会社	金融商品取引業者 福岡財務支局長(金商)第75号	○				
野村証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第142号	○	○	○	○	
八十二証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第21号	○	○			
浜銀TT証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第1977号	○				
ばんせい証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第148号	○				
PWM日本証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第50号	○			○	
百五証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第134号	○				
ひろぎん証券株式会社	金融商品取引業者 中国財務局長(金商)第20号	○				
フィデリティ証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第152号	○	○			
ほくほくTT証券株式会社	金融商品取引業者 北陸財務局長(金商)第24号	○				
松井証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第164号	○		○		
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第165号	○	○	○	○	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2336号	○	○	○	○	
水戸証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第181号	○	○			
楽天証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○	
ワイエム証券株式会社	金融商品取引業者 中国財務局長(金商)第8号	○				



販売会社一覧(つづき)

商号等			加入協会			
			日本証券業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会
株式会社あおぞら銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第8号	○		○	
株式会社青森銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第1号	○			
株式会社足利銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第43号	○		○	
株式会社イオン銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第633号	○			
株式会社伊予銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第2号	○		○	
株式会社大分銀行	登録金融機関	九州財務局長(登金)第1号	○			
株式会社大垣共立銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第3号	○		○	
株式会社沖縄銀行	登録金融機関	沖縄総合事務局長(登金)第1号	○			
株式会社香川銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第7号	○			
株式会社鹿児島銀行 (委託金融商品取引業者 九州FG証券株式会社)	登録金融機関	九州財務局長(登金)第2号	○			
株式会社関西みらい銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第7号	○		○	
株式会社北九州銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第117号	○		○	
株式会社北日本銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第14号	○			
株式会社京都銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第10号	○		○	
株式会社きらぼし銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第53号	○		○	
株式会社きらぼし銀行 (委託金融商品取引業者 きらぼしライフデザイン証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第53号	○		○	
株式会社熊本銀行	登録金融機関	九州財務局長(登金)第6号	○			
株式会社群馬銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第46号	○		○	
株式会社高知銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第8号	○			
株式会社佐賀銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第1号	○		○	
株式会社滋賀銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第11号	○		○	
株式会社四国銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第3号	○			
株式会社七十七銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第5号	○		○	
株式会社十八親和銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第3号	○			
株式会社十六銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第7号	○		○	
株式会社常陽銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第45号	○		○	
株式会社新生銀行 (委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第10号	○		○	
スルガ銀行株式会社	登録金融機関	東海財務局長(登金)第8号	○			
ソニー銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第578号	○		○	○
株式会社第四北越銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第47号	○		○	
株式会社千葉銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第39号	○		○	
株式会社筑波銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第44号	○			
株式会社東邦銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第7号	○			
株式会社南都銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第15号	○			
株式会社西日本シティ銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第6号	○		○	
株式会社八十二銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第49号	○		○	
株式会社肥後銀行	登録金融機関	九州財務局長(登金)第3号	○			
株式会社百五銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第10号	○		○	
株式会社百十四銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第5号	○		○	
株式会社広島銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第5号	○		○	
株式会社福井銀行	登録金融機関	北陸財務局長(登金)第2号	○		○	
株式会社福岡銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第7号	○		○	
PayPay銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第624号	○		○	
株式会社北陸銀行	登録金融機関	北陸財務局長(登金)第3号	○		○	
株式会社北海道銀行	登録金融機関	北海道財務局長(登金)第1号	○		○	
株式会社北國銀行	登録金融機関	北陸財務局長(登金)第5号	○		○	
株式会社みずほ銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第6号	○		○	○
みずほ信託銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第34号	○	○	○	
株式会社みちのく銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第11号	○			
三井住友信託銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第649号	○	○	○	
株式会社三菱UFJ銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第5号	○		○	○
株式会社三菱UFJ銀行 (委託金融商品取引業者 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第5号	○		○	○

販売会社一覧(つづき)

商号等			加入協会			
			日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会
三菱UFJ信託銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第33号	○	○	○	
株式会社みなと銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第22号	○		○	
株式会社宮崎銀行	登録金融機関	九州財務局長(登金)第5号	○			
株式会社武蔵野銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第38号	○			
株式会社もみじ銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第12号	○		○	
株式会社山形銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第12号	○			
株式会社山口銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第6号	○		○	
株式会社山梨中央銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第41号	○			
株式会社ゆうちょ銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第611号	○			
株式会社横浜銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第36号	○		○	

(注1) 株式会社SBI証券は、上記の他に一般社団法人日本STO協会にも加入しております。

(注2) 岡三証券株式会社は、上記の他に一般社団法人日本暗号資産取引業協会にも加入しております。

当資料で使用したMSCI指数は、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

当資料をご利用にあたっての注意事項等

●当資料はビクテ・ジャパン株式会社が作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。取得の申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書(交付目論見書)等の内容を必ずご確認の上、ご自身でご判断ください。●投資信託は、値動きのある有価証券等(外貨建資産に投資する場合は、為替変動リスクもあります)に投資いたしますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の皆さまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。●運用による損益は、すべて投資者の皆さまに帰属します。●当資料に記載された過去の実績は、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。●当資料は信頼できると考えられる情報に基づき作成されていますが、その正確性、完全性、使用目的への適合性を保証するものではありません。●当資料中に示された情報等は、作成日現在のものであり、事前の連絡なしに変更されることがあります。●投資信託は預金等ではなく元本および利回りの保証はありません。●投資信託は、預金や保険契約と異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。●登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。●当資料に掲載されているいかなる情報も、法務、会計、税務、経営、投資その他に係る助言を構成するものではありません。

皆様の投資判断に関する留意事項

【投資信託のリスク】

投資信託は、株式や公社債など値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合は為替リスクがあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。従って、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。投資信託は預貯金と異なります。投資信託財産に生じた損益は、すべて投資者の皆様に帰属します。

【留意事項】

- ・ 投資信託のお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ・ 投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関が取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。
- ・ 投資信託の収益分配は、各ファンドの分配方針に基づいて行われますが、必ず分配を行うものではなく、また、分配金の金額も確定したものではありません。分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者の購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

【お客様にご負担いただく費用】

■お客様が購入時に直接的に負担する費用

購入時手数料：購入価額 × 購入口数 × 上限 3.85%（税抜 3.5%）

■お客様が換金時に直接的に負担する費用

換金時手数料：公社債投信 1 万口当たり上限 110 円（税抜 100 円） ※その他の投資信託にはありません

信託財産留保額：換金時に適用される基準価額 × 0.5%以内

※T&D「Jリートファンド 限定追加型 1402」（当初申込時無手数料）についてはご換金時期により信託財産留保額 3.0%～0.5%（2021 年 6 月 1 日以降は無料）をご負担いただきます。

■お客様が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用（信託報酬）の実質的な負担：純資産総額×実質上限年率 2.618%（税抜 2.38%）

※実質的な負担とは、ファンドの投資対象が投資信託証券の場合、その投資信託証券の信託報酬を含めた報酬のことをいいます。なお、実質的な運用管理費用（信託報酬）は目安であり、投資信託証券の実際の組入比率により変動します。

その他の費用

※上記の他に、組入有価証券等の売買に係る売買委託手数料、監査費用、投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、海外における資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入金の利息等を投資信託財産から間接的にご負担いただく場合があります。これらの費用・手数料等は、運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことはできません。

- お客様にご負担いただく費用につきましては、運用状況等により変動する費用があることから、事前に合計金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法を示すことはできません。

- 上記のリスクや費用につきましては、一般的な投資信託を想定しております。各費用項目の料率は、販売会社である香川証券株式会社が取扱うすべての公募投資信託のうち、最高の料率を記載しております。投資信託のリスクや費用は、個別の投資信託により異なりますので、ご投資をされる際には、事前に、個別の投資信託の「投資信託説明書（交付目論見書）」の【投資リスク、手続・手数料等】をご確認ください。

【香川証券株式会社】

商号等 香川証券株式会社

登録 金融商品取引業者 四国財務局長（金商）第 3 号

加入協会 日本証券業協会